

◆ 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税金です。資本金等の額や従業員数に応じて負担する均等割と、収益に対して負担する法人税割とがあり、その合計額を法人自らが計算し、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に申告・納付する必要があります。

■ 納税義務者

納税義務のある法人	区 分	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
市内に事務所や事業所はないが保養所などがある法人	○	—
公益法人などで、収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで、収益事業を行わないもの	○	—

■ 税額の計算

法人市民税は、均等割と法人税割との合計額です。

ア 均等割

法人の区分		税率（年額）
資本金等の額	市内事業所等の従業員数	
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円
	50人以下のもの	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
	50人以下のもの	492,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
	50人以下のもの	192,000円
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
	50人以下のもの	156,000円
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
	50人以下のもの	60,000円
公益法人、人格のない社団等（収益事業を行うもの）		60,000円

イ 法人税割

- 宇都宮市内にのみ事務所や事業所などがある法人

$$\text{法人税額（国税）} \times \text{税率（8.4\%）}$$

- 宇都宮市以外の市町村にも事務所や事業所などがある法人

$$\text{法人税額（国税）} \div \text{全従業員数} \times \text{市内事務所等の従業員数} \times \text{税率（8.4\%）}$$

■ 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付する必要があります。

申告区分		納めるべき税額		申告と納付の期限
		均等割	法人税割	
中間申告	予定申告	6か月分	前事業年度の確定申告の法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始日より6か月を経過した日から2か月以内
	中間申告	6か月分	事業年度開始日から6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算により計算した額	
確定申告		12か月分	国税の法人税額をもとに計算した額 (中間申告により納付した税額は差し引きます)	事業年度終了日の翌日から2か月以内

POINT

設立、開設、異動の際には届出が必要です！

宇都宮市内に法人の設立や事業所等を開設した場合や、商号、代表者、所在地などに変更があった場合には「法人設立・開設・異動届」を提出してください。

宇都宮市では、eLTAXを利用した届出や電子申告・電子納税を推奨しています。利用できる手続きなどについては、【P78「本市で利用できる手続き」】に記載しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、届出や申告を紙で行う場合は、市ホームページから様式をダウンロードできます。

法人市民税の

Q & A

法人市民税が課税となる事務所、事業所の要件は？

Q 法人市民税における「事務所、事業所」とは、どのようなものですか？

A 法人市民税における「事務所、事業所」とは、次の4要件全てを満たしたものをいいます。

- ①事業の必要から設けられたものであること
- ②人的設備があること（従業員がいること）
- ③物的設備があること
- ④その事業がある程度の継続性を持っていること

4要件全てを満たす場合に課税の対象となります。

【課税とならない具体例】 建設工事の現場にある仮設事務所

短期間（3か月未満）の設置であれば、「事業の継続性」がないため、「事務所、事業所」に該当せず、届出は不要となります。

新たに会社の設立、開設などを行った場合の手続きは？

Q 新たに会社の設立、開設などを行った場合、市役所にどのような手続きが必要になりますか？

A 宇都宮市内に法人を設立・登記した場合や、事務所や事業所を開設した場合には法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

会社の設立、開設など各種届出のほか、法人市民税の申告や納付も eLTAX で行えますので、ぜひご利用ください。eLTAX の詳細については、P77 に記載しております。

なお、届出を紙で行う場合は、宇都宮市ホームページに様式を掲載しております。

記載方法等ご不明な点があれば、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【その他届出が必要となる場合】（様式は全て「法人の設立・開設・異動届」です。）

- ・ 宇都宮市内に本店を移したとき … 転入届
- ・ 宇都宮市外に本店を移したとき … 転出届
- ・ 代表者を変更したとき … 代表変更届
- ・ 休業したとき … 休業届
- ・ 解散したとき … 解散届
- ・ 支店が閉鎖したとき … 廃止届

※ 法人税（国税）及び法人県民税（県税）についても市税と同様に届出が必要となります。

事業年度の途中で、事務所や事業所を開設・閉鎖したときの均等割の計算は？

Q 3月末決算の法人（資本金 1,000 万円、宇都宮市内従業者 100 人）で、宇都宮市内の事務所を 10 月 15 日で廃止しました。均等割額はようになりますか？

A 均等割額は以下のとおり計算します。

【均等割額の区分】

事業年度末における資本金等の額と従業者数によって判定します。

【事務所を有していた月数】

市内に事務所、事業所を有していた月数が 1 年に満たないときは、均等割は月割で計算し、1 か月に満たない端数は切り捨てます（事務所等を有していた月数が 1 か月に満たない場合は 1 か月として月割計算します）。

この場合は、資本金等の額 1,000 万円、事業年度末（3 月）時点での従業者数 0 人（50 人以下の区分）のため適用税率は 60,000 円、月数は 6 か月で計算します。

$$\text{均等割額} = 60,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 30,000 \text{ 円} \text{ となります。}$$

均等割の従業者数の算定方法は？

Q 法人市民税の均等割の従業者数は、どのように算定しますか？

A 均等割の従業者数は、算定期間の末日現在における事務所、事業所の従業者数となります。ただし、アルバイト・パートについては、次の①②いずれかの数を従業者数とします。

- ① 算定期間の末日現在における従業者数
- ② 算定期間の末日を含む 1 か月の総勤務時間数を 170 で割った数（小数点以下切り上げ）